

令和元年度第二回全国安全指導員連絡会報告書

令和元年度全国安全指導員連絡会は、令和2年2月1日午前10時より講道館2階教室で開催された。

【開会式】山下会長のビデオメッセージ放映、磯村委員長および野瀬副会長の挨拶の後、本会が始まった。



【午前の部】

1. 事故につながる危険な場面（松永委員）

少年大会における事故、小中学生の道場における事故に焦点をあて、過去の重大事故や危険な場面の再現映像を見せた。具体的な内容は、巻き込み技、頭から突っ込む内股、首投げ、低い背負投、寝技における頸椎の過伸展・過屈曲、体格差（体重が約3倍の相手）のある試合などであった。これらについて、実際に少年規定のルールが運用されているか、審判はどのタイミングで試合を止めるべきか、この技は反則・危険・有効かということを参加者とともに考える場とした。



2. 被害者の会講演（倉田様）

初心者の授業、部活動、道場、発達障害児の部活動における事故事例を報告された。その中には加速損傷やセカンドインパクトによる急性硬膜下血腫が多いことと、指導経験が浅いまたは経験が無い指導者、および指導経験は十分なのに安全指導意識の低い指導者が事故を起こしていることが述べられた。全柔連には、暴力的な、無知な指導者を出さない、安全指導の徹底を隅々の指導者に浸透させ



る、さらなる指導者資格制度の見直しを要望したい。

紹介資料（１）南部さおり「部活動の安全指導」、「部活動・スポーツにおける安全指導・事故対応の手引」、（２）スポーツ関連脳振盪研究会「脳振盪ハンドブック」

3. 柔道の安全指導・第五版の改訂概要と内容の解説（三戸委員）

本冊子第五版は、四版から抜本的な改訂がなされ、1月30日に刷り上がった。改訂のポイントは、最新の情報に基づいて統計値、図表の更新、平易な文章で文言の統一を図り読みやすくした、重大事故と関係が薄い内容は削除したなどであった。冊子は2部構成とし、1部では頭部、頸部、熱中症などの重大な事故についてその原因・症状・対応をまとめ、2部では事故防止のための指導についてまとめた。今回は、特に頭部、頸部、熱中症の内容について解説した。



4. 安全指導報告

1) 安全指導の事例紹介 京都府柔道連盟 村上氏

暴力やパワハラセクハラを無くすためのコンプライアンスへの取り組みについて紹介された。今年度、京都府ではコンプライアンス研修会、PHP 主催のスポーツ指導者をめざして「実践グッドコーチングセミナー」の伝達講習を行った。また各種大会や講習会でマインドを用いた暴力、パワハラ根絶についての一口教養を実施した。講習会参加について、特に無関心な、消極的な指導者については連盟から熱心に出席をお願いした。指導者の安全意識、コンプライアンスについては向上している。グッドコーチングセミナーの「ジョハリの窓」の講習は、指導者の自己開発（己を知る）に役立った。今後の問題点は指導者の現場における安全管理、暴力やパワハラのない指導が出来ているかの検証である。

2) 安全指導の実際、工夫 愛媛県柔道連盟 増本氏

ラーニングピラミッドで示された学習定着率は、講義(5%)がもっとも低く、視聴覚の利用(20%)、グループ討議(50%)と高くなり、最も高いのは人に教える(90%)である。講習会では、安全指導冊子の資料を基にグループ討議を行い、例えば5月から8月にかけてなぜ事故が多いのかなどを話し合った。また、危険な技や場面を映像で見せた。具体的には、大外刈、大外刈から小外刈、両袖の大外刈、低い背負投、逆背負投、首を抱えた腰車による頭部打撲の例、袖釣込腰からのダイビング、内股、内股や払腰の返し技による頭から突っ込む例が示された。試合において指導者が最後まで押し込め、掛け切れ、走れという言葉が怪我をまねくと考えられる。最後に知的障害者 ID 柔道の競技規定を紹介し、安全指導の参考になると示唆した。例えば、小学生の試合では審判から言葉による教育的なアドバイスがあっても良いのではないかと提案された。

【午後の部】

5. グループワーク：全国の委員が6班に分かれ各班のテーマで話し合いが持たれた。



1班：重大事故撲滅のための対策

指導者の資質によって事故を防ぐことができる。安全講習会、B・C指導員講習会の際に安全指導を徹底する。柔道のルールをラグビーのルールのように年代（小・中・高・一般）に応じて細かくルール決めする。基礎基本の徹底を繰り返す事が事故防止になる。指導者が我が事だと思って安全指導を受講し、指導に生かしていく。課題は、安全指導を受けた後に、安全に柔道をさせるという事を浸透させるためにはどうすればよいかである。

2班：講習会の方法(伝達法等)

良い点は、全柔連からの通達はタイムリーに伝達している。救急法の講習は警察や消防署の人員が活用され、講義・実習が行われている。安全指導はマンネリ化するという意見もあったが、同じ事の繰り返しこそ大事である。問題点は、勝利至上の先生にこそ聞いて欲しい、どのように耳を向けさせて意識を変えさせるかである。暴力、パワハラを振るう指導者には、県の代表として全国安全指導員連絡会に出席してもらい、被害者の会の生の声を聞くと意識がかわるのではないかという意見もでた。

3班：大外刈、内股などの事故防止(頭部・頸部の事故の防止)

部活指導で難しいのは、初心者と子どもからの経験者のギャップが大きいことである。講習会では大外刈りの段階的な指導を実施する。頭部や頸部の事故時は即病院へ搬送する。頭から突っ込む内股については、審判の意識が大切で、厳しく反則をとるべきである。試合中であっても危ない場合は、審判員が口頭で注意する県もあった。反則の適用も積極的に指導を取ったほうがよい。基礎体力の低い子に内股を教えるのはいかなものか、これがダイビングにつながっているという意見もあった。親、審判、指導者の三位一体になった日頃の練習が大切である。

4 班：指導者の意識を変えるには(指導方法)

指導者の意識を変えるには、講習会の実施に頼るしかない。秋田では登録者に情報をメール配信、山口では幼稚園に安全指導の講師を派遣、石川では少年柔道の実態についてアンケートを実施、それぞれの県が工夫している。指導者だけでなく、保護者や教育者向けにも安全指導のガイドブックを作成して欲しい。勝利至上の指導者ほどやってはいけない指導がなされていて、全柔連の指針を守っていない。大会を無くすと自分の技がどの程度上達したかを試す場が無くなってしまうという意見があった。成長期の女子には栄養指導も必要である。プロテインの過剰摂取で若年性の糖尿病になった事例もある。経験の浅い指導者は造詣の深い指導者の下でサポートイングティーチャーになり学んでいく機会を作る。保護者や地域社会まで巻き込んで地道に安全指導の活動を継続していくことが大切である。

5 班：初心者のための指導方法

全柔連の指針の通り、初心者には 6 ヶ月以上たってから試合をさせる、特に少年については 6 ヶ月から乱取りという意見がでた。子どもたちの安全が第一なので、指導者は全体指導と個別指導を行う必要がある。つまり、初心者と経験者は分けて指導することも考える。頭部・頸部の怪我防止のために、レスリングなどのトレーニングを取り入れることも大切である。初心者には楽しい、かっこいい、安全であるということを伝えていけば、続ける子が増える。嘉納先生が怪我をさせない、苦痛を与えない、指導者は工夫して教えるという言葉を残されたが、それを再確認することが大切である。

6 班：少年柔道の活動の方法(指導方法等)

子どもたちが楽しく柔道ができることが最優先で、かつ安全対策を踏まえた指導をするということが大前提である。最近の懸念は子どもの基礎体力の低下である。体力向上のために体幹を鍛える運動を加えるとよい。事故に関しては、練習中はないが試合では救急搬送がある。勝利至上主義の撤廃とともに安全対策の重要性については、指導者の気配り、環境作りが大切である。小学生の活動指針について地域の各チームまで情報が伝達されていないという問題がある。

【閉講式】磯村委員長

熱心な情報交換や貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。この後、どうしたら重大事故を防げるか、安全指導を徹底できるかについてのご意見もいただきたいと思います。今回、柔道の安全指導 5 版は 3 万部作成しました。この内容について、重大事故委員会と医科学委員会で全国に出前講習をやりようと考えています。数年で全国を廻りたいと思っておりますが、来年度は応募いただいた都道府県または地域に行かせていただきます。また、この冊子を希望する方は全柔連に依頼してください。合わせて、安全で楽しい柔道授業ガイドについても同様に依頼があれば送らせていただきます。



【質問】

質問1) 絞技の対応について、審判は活法をやらなくてもよいということか？

回答) 審判講習会では活法もやっている。活法の科学的な効果は証明されてはいないが、現在講道館で受け継がれている活法の講習をやっている。IJF ルールの下ではドクターが活法をやってもよいが、それ以外のローカルな大会では審判員もやらざるを得ない。活法を知らない審判員もいるので、頸部に負担をかけないようにという条件で活法をやるように講習をしている。

質問2) 少年大会特別規定で反則の判断が難しい場合がある。全国で統一した見解ができるように危険な技について映像をまとめて欲しい。本日危険な映像を見たが、どこからが反則かはつきりと分からなかったため。

回答) この件は、審判委員会、大会事業委員会にお伝えする。審判のあり方も事故に繋がっていると思うし、反則を取れば危険技はやらなくなると思う。

質問3) 少年柔道の活動指針（練習時間等）について、どの程度拘束力をもつのか、どの程度徹底できるのか、伝達しづらいところがある。

回答) 昨年、小学生の重大事故が2件起き、文科省やマスコミからも問い合わせがあった。スポーツ庁が出した中学・高校の部活動の指針を一つの基準として、それを目安として部活をやっている。事故が起これば訴訟になれば、活動状況について答えなければならない。その時は活動指針が一つの拘束力となる。これくらいが小学生の練習だろうという一つの基準と考えて欲しい。

質問4) 体格差のある対戦を防ぐために、引き分けを取り入れるのはどうか。また、小学生に試合出場認定制度ができないか。ある程度の基準を越えた子どもは試合に出場できるとなれば、指導者はその基準となる技術を最低限教えなければならないということになる。

回答) 体格差については、申し合わせの中に取り入れれば、ある程度の体格差がある場合は取り組みをさせないなどの柔軟な対応ができる。制度で全体的に縛るのは難しいが、まず反則技（巻き込みなど）も含めて審判委員会、大会事業委員会など委員会を越えて検討したい。

質問5) 小学生が低い背負投で前頭部を打つ、高校生が両袖の背負投で側頭部を打つ。ルールで縛っても事故防止に限界があるので、まず指導者がしっかり投げられる技を教え、広げていく事が大切である。全柔連からこれが安全な技であると発信して欲しい。

回答) 大外刈の段階的指導は示しているが、他の技についても必要かもしれない。試合に勝ちたい指導者は勝つためにはこっちの方が手取り早いとなる。ルールである程度縛ることは必要と思う。中学の絞め技は必要なのか、片膝つきの低い背負投は反則でもよいのではないかと審判委員会に提案する。

質問6) 指導者養成委員会の研修会でヒヤリハットの報告をまとめた資料があった。全国的に収集していると聞いたが、現在の取り組みはどうなっているのか。

回答) 重大事故対策委員会には、その情報は入っていない。指導者養成委員会と連携をとりたい。

質問7) 小学生のヘッドギア着用について効果はあるか。

回答) 安全指導冊子 10 ページにヘッドキャップの安全性は未だ証明されていないとある。ヘッドキャップについては頭を守れないという意味ではなく、科学的に証明されていない。現時点では、各道場の判断で着用することになる。現場で有効性が認められれば、全柔連に報告して欲しい。

その他の意見：柔道人口が減少している中、中学高校の指導者も減少しているため、部活動指導上、安全への配慮という点では不安がある。人口が減少しているにもかかわらず、参加している大会が多い（減らない）。結果として、柔道経験が浅い選手も参加させているケースもあり、実力差の激しい対戦が生じている。目先の大会で結果を出す事を優先するため、基本をしっかりと習得させる時間を十分に確保できていない状況にある。チームに所属する生徒が少ないため、練習において体格差のある相手と組み合わせるケースがある（避けられない）。